

修正版

- ・ 現在 Blue Ocean に加入しており、10月以降も活動を継続する会員 → 再入会の必要はありません(自動更新)
※アプリ上でのオンライン決算の登録のみ必要
- ・ 現在 Blue Ocean に加入しており、10月以降は活動を希望しない会員 → 退会手続きをお願いします
- ・ 現在 Blue Ocean に加入しておらず、10月からの活動を希望する会員(追加競技含む) → 入会手続きをお願いします

令和8年10月～ 土浦市地域クラブ（Blue Ocean）会員募集要項

趣 旨 土浦市内中学校・義務教育学校等在籍または土浦市在住生徒を対象に、スポーツ・文化芸術活動を通じ、会員の競技技術向上とともに健全な心身の育成を図ることを目的とする。

主 催 土浦市地域クラブ活動推進協会（土浦市文京町10番16号 土浦市武道館内）

実施競技 【スポーツ】軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、柔道、剣道、弓道、新体操、バドミントン、ソフトテニス、卓球、ハンドボール、陸上競技
【文化芸術活動】吹奏楽

開催日程

- ・ 原則、週1回（土・日のいずれか）
- ※ 天候や会場、その他の都合により開催できない場合もあります。
- ・ 1回あたり3時間
- ・ 主な活動場所 拠点内のいずれかの学校及び市施設等

各クラブ拠点一覧

【既存クラブ】

競技	拠点数	拠点名・対象学校			
軟式野球	4	Courage	Epics	Spirits	Wish
		一・四	二・五	三・六	都・新
サッカー	3	Courage	Nexus	Spirits	
		一・四	二・五・都・(新)	三・六	
バスケットボール(男)	4	Courage	Epics	Spirits	Wish
		一・四	二・五	三・六	都・新
バスケットボール(女)	2	Spirits	Nexus		
		一・三・(四・六)	二・五・都・(新)		
バレーボール(男)	3	Courage	Nexus	Spirits	
		二・四・(一)	五・都・(新)	三・(六)	
バレーボール(女)	4	Courage	Epics	Spirits	Wish
		一・四	二・五	三・(六)	都・新
柔道	1	Courage			
		市内全校			
剣道	2	Nexus	Spirits		
		一・二・五・都・新	三・四・六		

弓道	2	Courage	Spirits
		一・(二・五・都・新)	三・(四・六)
新体操	1	Courage	
		市内全校	
バドミントン	2	Courage	Spirits
		四・(一・二・五・都・新)	六・(三)

【追加クラブ】

競技	拠点数	拠点名・対象学校							
ソフトテニス	7	Infinity	Nebula	Sonics	Yells	Genesis	Rise	Wish	
		一中	二中	三中	四中	五中	六中	都・新	
卓球	8	Infinity	Nebula	Sonics	Yells	Genesis	Rise	Trinity	Noble Hearts
		一中	二中	三中	四中	五中	六中	都中	新治
ハンドボール	1	Spirits							
		市内全校							
陸上競技	3	Courage		Epics		Spirits			
		四中		二・五・(都・新)		一・三・(六)			
吹奏楽	4	Courage		Epics		Spirits		Wish	
		一・四		二・新		三・六		五・都	

入会資格

- ・ 土浦市内の中学校等に在籍している生徒及び土浦市在住の中学生
- ・ 土浦市地域クラブ活動推進協会並びに当クラブの目的に賛同し、諸規定を遵守する
- ・ 理由なく遅刻や早退、欠席をしない

9年生も入会可能です

会 費

- ・ 年会費 2,000 円/年【R 9 年度より（R 8 年度は公費により負担）】
- ・ 活動費 2,000 円/月【10 月分より受益者負担】
- ※ クレジットカードまたは口座振替による、オンライン集金

【会費及び活動費の免除について】

1 免除対象

土浦市就学援助規則の規定による認定を受けている。または推進協会が会費の納入を免除する必要があると認めたとき

2 申請方法

- ① Blue Ocean の HP より「会費免除申請書」をダウンロード、もしくは推進協会事務局（土浦市文京町 10-16 土浦市武道館内）か教育委員会指導課（土浦市大和町 9-2 URALA2 7 階）で申請書を受け取る

※ 推進協会事務局（月・火・木・金 9:00～15:00）

※ 教育委員会指導課（月～金 8:30～17:15）

- ② 申請書に必要事項を記入し、推進協会事務局か教育委員会指導課に提出

※ 10 月からの免除を希望する場合は 8/21(金)までに

- ③ 推進協会が内容を審査（市への照会等）
- ④ 推進協会から承認（または不承認）を通知

保 険

スポーツ安全保険に加入（申込は協会から一括申請）。

※（医療福祉費支給制度〔マル福〕）が適用可となります。学校部活動におけるケガ等と対応が異なりますのでご注意ください。

申込手続き

【入会手続き】右のURLまたはQRコードから入会申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

<https://forms.gle/fKjuH6Q2urRmKxtD9>



【退会手続き】右のURLまたはQRコードから退会申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

<https://forms.gle/BcyQ4LozNrKQTtcJ9>



申込手続期限

【入会手続き/退会手続き】令和8年8月7日（金）

※ 上記期限以降の手続きも可能ですが、活動への参加は事務局での各種手続き完了後からとなりますので、ご了承ください。

【会費活動費免除申込み】令和8年8月21日（金）

入会後の連絡

入会後の連絡には、連絡アプリを使用します。入会申込時に登録されたメールアドレスに、連絡アプリ利用の情報を送付いたしますので、受信できるよう設定の確認をお願いします。

※ 各キャリアのセキュリティ設定により、受信拒否とされる場合がありますので、キャリアメール以外のメールアドレス（@gmail, @icloud等）の登録をお願いいたします。

※ blueocean0591@gmail.com, asfeel.support@bukatsu.jp を受信できるよう設定をお願いします。

そ の 他

- ・ 練習試合を含む休日の活動は、原則として地域クラブ単位で行います。ただし大会等への参加については、当面の間は学校（部活動）単位が基本となります。
- ・ 指導者は、兼職兼業の教職員等を含め、可能な限り平日の部活動と連動して指導ができるよう配慮して各拠点に配置いたします。
- ・ 地域クラブ活動における会場までの移動には自転車を利用することが可能です。（ヘルメット着用や万が一の場合の自転車保険への加入などもご検討ください。）
- ・ 令和8年10月からの部活動地域展開、追加競技、受益者負担等の概要については、こちらの動画からご確認ください（追加競技説明会の内容です）。

<https://youtu.be/ISWc2H-zHYQ>



〈問い合わせ先〉

土浦市教育委員会指導課
土浦市地域クラブ活動推進協会

029-826-1111（内線 5130）

080-7436-5287【事務局】

080-7544-6154【代表理事】

E-mail : blueocean0591@gmail.com

R8.10～Blue Ocean会員募集に関するフローチャート(概要版)

既存会員

継続しない

継続する

退会手続き



- ①退会申請フォームより退会
- ②部活アプリのアカウント削除
アプリ内メニューの設定の一番下に「アカウント削除」があります。

新規登録

① 入会フォームより登録



② 部活アプリ登録

事務局より拠点専用のURLが届きます。

- ・ **キャリアメールは✕**
- ・ **@gmail,@icloud等○**
blueocean0591@jmail.com の受信設定

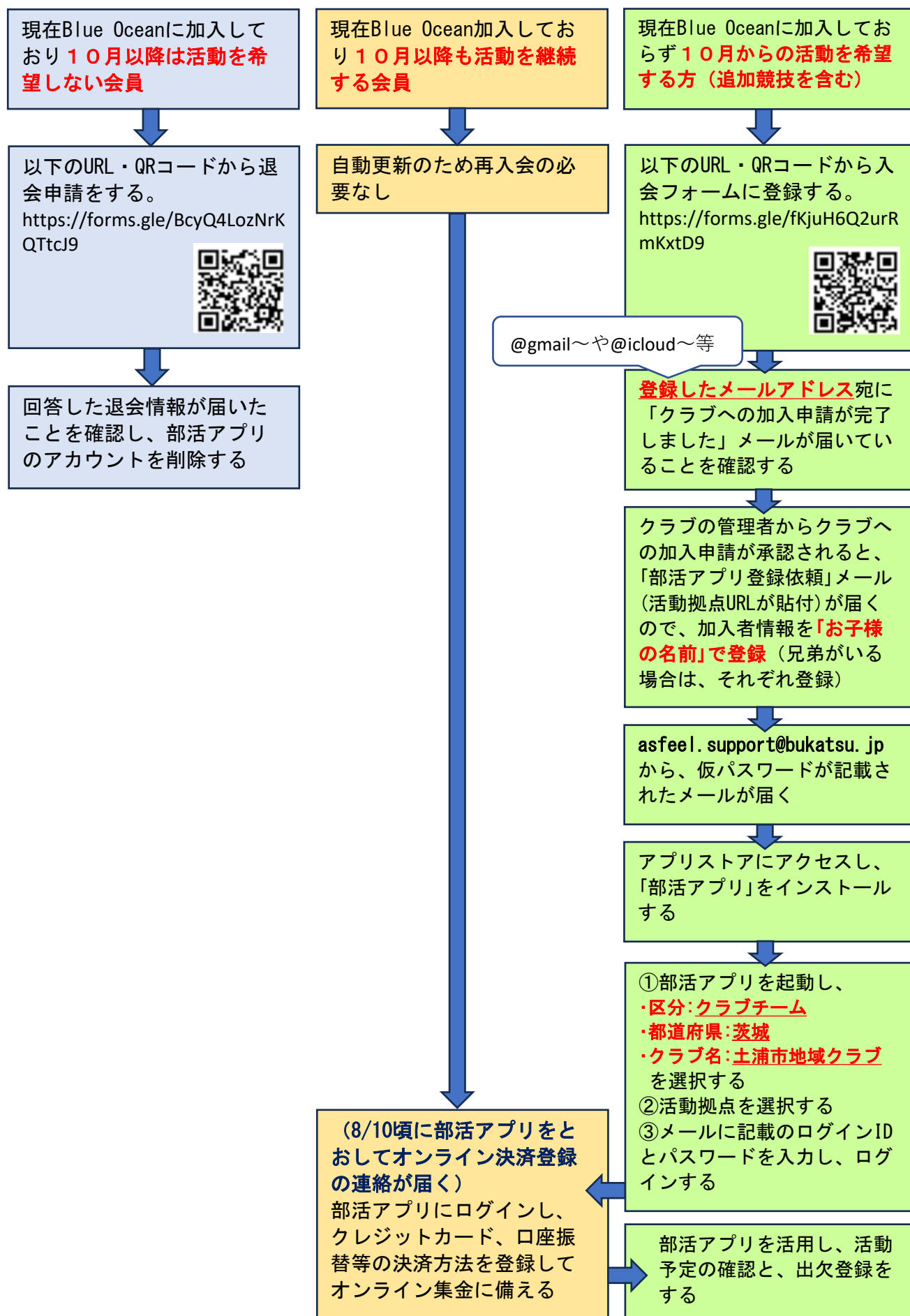
③ 部活アプリにログイン

登録後、部活アプリから**仮パスワード**が記載されたメールが届きます。

asfeel.support@bukatsu.jp の受信設定
※ログイン手順は②のメールに添付

④ 支払方法の登録

R8.10～Blue Ocean会員募集に関するフローチャート(詳細版)



土浦市地域クラブ「Blue Ocean」規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本クラブは、土浦市地域クラブ「Blue Ocean」と称する。

(目 的)

第2条 本クラブは、土浦市内中学校・義務教育学校及び中等教育学校(前期課程に限る。)(以下、「中学校等」という)に在籍する生徒等を対象に、スポーツ・文化芸術活動を通じて、健全な心身の育成を図るとともに、本クラブ会員の競技技術向上を目的とする。

2 土浦市地域クラブ活動推進協会(以下「推進協会」という)の目指す将来像を実現させるために努力することを目的とする。

(事務所)

第3条 本クラブの事務所は、茨城県土浦市文京町10番16号(土浦市立武道館内)に置く。

(事業)

第4条 本クラブは、第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種クラブ活動
- (2) 各種イベント
- (3) 指導者研修会
- (4) 調査研究
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(事業年度)

第5条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会議)

第6条 本クラブの会議は、推進協会役員会をもって、これに替える。

第2章 事務局

(事務局職員等)

第7条 本クラブ運営のため、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名 推進協会代表理事をあてる。
- (2) 事務職員 若干名 推進協会役員会が委嘱する。
- (3) 指導員 必要数 推進協会役員会において選考する。

(職員の職務)

第8条 事務局長は、事務局の業務を統括する。

2 事務職員は本団体の円滑な運営を図るため、会計管理事務、施設・設備管理、労務管理、渉外・広報事務等の業務を行う。

3 指導員は各クラブ活動における技術指導を行い、会員の心身の健全な育成に努める。

(事務局の業務)

第9条 事務局は、本規約の定めに基づき、次の業務を行う。

- (1) 各種クラブ(本クラブを構成する地域クラブをいう。以下同じ。)の登録受付及び認

証審査

- (2) 指導者バンクの管理
- (3) 指導員の選考
- (4) 指導員に対する研修の実施
- (5) 各種クラブの実施状況の管理並びに必要な応じた調査、助言及び指導
- (6) 中学校等との連携の促進
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本クラブの運営に必要な業務

第3章 各種クラブ活動

(各種クラブの活動)

第10条 各種クラブの活動は、次のとおりとする。

- (1) 活動は原則、土・日のいずれか1日に3時間程度行うものとする。ただし、クラブ運営上の都合や学校行事等により、土・日いずれも活動が行えない場合は、祝日等、他の休日に振り替える場合がある。
- (2) 技術とチーム力向上のため、練習試合や大会・コンクール等に参加することがある。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な活動を行う。

(活動拠点)

第11条 原則として、中学校等の施設及び土浦市教育委員会が所管するスポーツ活動又は文化活動を主たる利用目的とする施設とする。

第4章 指導員

(指導員)

第12条 本クラブの指導員は、本クラブ指導者バンクに登録した一般公募者及び兼職兼業を希望する教職員の中から、事務局長が選考する。

(指導員の責務)

第13条 指導員は、適切な指導を行うため、地域社会の一因として円満な人格を形成し、常に自己研鑽に努め、見識を高めなければならない。

- 2 指導員は、競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と指導者等との好ましい人間関係の構築を促すとともに、自己肯定感、責任感、連帯感を涵養し、子どもの豊かな人間性の育成に寄与するものとする。

(研修)

第14条 指導員は、茨城県、土浦市又は推進協会が主催する指導者研修会を年1回以上受講するものとする。

(配置)

第15条 各種クラブへの参加人数に応じ、各拠点ごとに複数名の指導員を配置する。

- 2 指導員が都合により指導を継続できなくなった場合、事務局は速やかに代替の指導員を配置する。

第5章 会 員

(会員の資格等)

第 16 条 本クラブの会員は、次の要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 土浦市内中学校等に在籍している生徒又は土浦市在住の中学生であること。
- (2) 推進協会及び本クラブの目的に賛同する者であること。

2 会員の保護者は、推進協会及び本クラブの目的に賛同する者でなければならない。
(入会手続き)

第 17 条 本クラブに入会を希望する者は、別に定める手続きに従って申し込む。
(会員及び保護者の遵守事項)

第 18 条 会員及びその保護者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員及びその保護者は、クラブでの指導を本クラブ及び配置された指導員に一任すること。
- (2) 理由なく遅刻、早退又は欠席をしないこと。
- (3) 保護者は、会員である生徒を平等に応援すること。
- (4) 本クラブの活動に係る会員同士の問題は、活動中に解決を図っていくものとし、保護者もその解決に協力すること。
- (5) 保護者は、期限まで会費を納入すること。
- (6) 本クラブを退会する場合は、届け出を提出する日の属する月までの活動費を支払うものとする。

(会費の納入)

第 19 条 本クラブに入会する場合は、次の会費を納入するものとする。

- (1) 年会費 2,000 円 (スポーツ安全保険料等を含む)
- (2) 活動費 毎月 2,000 円。ただし、大会参加や遠征等に係る費用等、活動費で賄えない範囲となるものについては、別途徴収するものとする。

2 一度納入した会費については、理由の如何を問わず返還しないものとする。
(会費の免除)

第 20 条 会員の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、本クラブの会費の納入を免除することができる。

- (1) 土浦市就学援助規則 (平成 20 年土浦市教育委員会規則第 6 号) 第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定による認定を受けているとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進協会が会費の納入を免除する必要があると認めたとき。

2 前項の規定による会費の免除を受けようとする会員の保護者は、土浦市地域クラブ活動会費免除申請書 (様式第 1 号) により推進協会に申請しなければならない。

3 推進協会は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、土浦市地域クラブ活動会費免除決定 (不決定) 通知書 (様式第 2 号) により当該申請を行った者に通知するものとする。

(更新手続)

第 21 条 会員が次年度の更新を希望しない場合は、毎年 3 月末日までに所定の退会手続きを完了しなければならない。当該期間内に手続きが行われないうちに限り、会員資格は次年度も自動的に更新されるものとする。

(会員資格の喪失)

第22条 会員資格は、退会、除名、又は中学校等の卒業によって喪失する。

2 会員が本クラブからの脱退を希望する場合は、事務局に退会届を提出しなければならない。

(退会勧告及び除名)

第23条 推進協会は、会員及びその保護者が次の事項に該当する場合、協議の上、退会勧告又は除名することができる。その場合、会員及びその保護者にその旨を伝えるものとする。

(1) 規律及び風紀を乱す行為が繰り返される。

(2) 本クラブの発展向上を妨げるような問題ある言動をする。

(3) 他のクラブやチーム等に対する誹謗中傷（SNS等を含む）をする。

(4) 正当な理由なく、頻繁に活動を欠席する。

(5) 正当な理由なく、会費を期限までに納入しない。

第6章 自己の責任

(自己の責任)

第24条 会員は、本クラブの活動に際して、諸規定並びに事務局及び指導員の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに反して盗難や傷害等の事故が起こった場合、推進協会、本クラブ及び指導員に対して、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険)

第25条 会員及び指導員は、本クラブが指定するスポーツ安全保険に年度ごとに加入しなければならない。

2 本クラブは、その活動中の傷害等について、スポーツ安全保険の対象範囲内で対応するものとし、それ以外の責任の一切は負わないものとする。

第7章 個人情報の管理等

(個人情報の保護)

第26条 推進協会役員会及び事務局は、本クラブが収集した個人情報を適切に管理し、本クラブの円滑な運営を目的としたものに限って使用する。

2 推進協会役員会及び事務局は、法令等により開示又は提供を求められた場合を除き、会員及びその保護者の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をしない。

3 推進協会及び事務局は、個人情報の流出を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(推進協会役員会等の守秘義務)

第27条 推進協会役員会の構成員、事務局職員及び指導員は、職務上知り得た情報を何人に対しても漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(法律に基づく犯罪歴の照会)

第28条 事務局は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に係る日本版DBS制度に基づき、本クラブ指導者バン

クに登録した一般公募者の性犯罪歴の有無を照会することができる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第29条 本クラブの規約に関して、必要な事項の改廃は推進協会役員会で決定するものとする。

2 年度途中においても推進協会役員会の判断により規約の改廃をすることができる。ただし、規約を改廃する場合は、事前に会員及びその保護者に必ず報告するものとする。

第9章 雑 則

(委任)

第30条 この規約の施行に関し必要な事項は、推進協会役員会の議決を経て事務局が別に定める。

(大会等への参加手続き)

第31条 大会等への参加に伴う選手登録等の手続きについては、各中学校等で参加する大会等への選手登録と重複しないよう十分に留意した上で、本クラブとして手続きが必要な事項については、事務局または指導員が行うものとする。

付 則

- 1 この規約は、令和5年10月1日より施行する。
- 2 この規約は、一部改正し、令和6年6月6日より施行する。
- 3 この規約は、一部改正し、令和8年5月9日より施行する。

土浦市地域クラブ「Blue Ocean」会費細則

第1条（年会費）

- （1）年会費は、1名あたり2,000円/年とする。
- （2）年会費は、入会後、活動を開始した月の活動費と併せて支払うものとする。
- （3）年会費には、スポーツ安全保険料及び連絡アプリ登録・利用料を含む。
- （4）年会費の額は、経済状況その他の事情により変更することがある。
- （5）就学援助世帯については、申請により年会費および次条の活動費が免除される。

第2条（活動費）

- （1）活動費は、1名あたり2,000円/月とする。
- （2）会員は、入会手続きを完了した翌月の活動開始分から、活動費を支払うものとする。
ただし、2・3月分の活動費については、原則として1月分と併せて支払うものとする。
- （3）悪天候その他の理由により活動が中止となった場合であっても、実施回数にかかわらず、所定の活動費を支払うものとする。
- （4）活動費の額と徴収方法等は、経済状況その他の事情により変更することがある。

第3条（支払方法）

- （1）年会費及び活動費の支払方法は、クレジットカード決済または口座振替とする。
 - ① クレジットカード決済は、毎月10日前後を決済日とする。なお引落日はカード会社により異なる。
 - ② 口座振替は、毎月23日頃を引落日とする。
- （2）入会時には、①入会Forms登録、②連絡アプリ登録、③オンライン決済登録のすべてを完了させる必要がある。

第4条（休会）

傷病その他やむを得ない事由により休会を希望する場合は、速やかに事務局へ申し出るものとする。この場合における休会期間および活動費の取り扱い等については、事務局と会員の間で別途協議の上、決定するものとする。

第5条（退会および年度更新）

- （1）退会を希望する場合は、最終在籍月の末日までに退会手続き（退会Formsでの登録）を行うものとする。
- （2）退会手続きが行われた場合、原則として「手続きを完了した月」の活動費までの支払いをもって活動終了とする。ただし、1月に退会手続きが完了した会員に対しては、決済済みの3か月分の活動費のうち、2月および3月分（計4,000円）を後日返金するものとする。2月に退会手続きが完了した会員に対しては、後日3月分（2,000円）を返金するものとする。
- （3）会員資格は、年度ごとに自動的に更新されるものとする。退会を希望する場合は、3月末日までに所定の退会手続きを行わなければならない。期日までに退会手続きが完了しない場合は、次年度も自動的に会員資格が継続されるものとする。

- (4) 9年生の会員については、年度末の退会手続きの有無にかかわらず、卒業年度の末日をもって自動的に退会（会員資格の喪失）となるものとする。
- (5) 未納金がある場合は、これを完納して退会するものとする。

第5条（施行）

本細則は、令和8年10月1日より施行する。

入会/退会と受益者負担について

1. 入会手続きと会費・活動費

	3 月	4 月	5 月	6 月
【例 1】 3 月までに 入会手続き完了	入会手続き完了 または自動更新	活動開始 年会費、4 月活動費決済・引落 (4,000 円)	以降各月分活動費の決済・引落 (2,000 円)	
【例 2】 4 月に 入会手続き完了		入会手続き完了 活動不可	活動開始 年会費、5 月活動費決済・引落 (4,000 円)	以降各月分活動費の決済・引落 (2,000 円)
【例 3】 5 月に 入会手続き完了			入会手続き完了 活動不可	活動開始 年会費、6 月活動費決済・引落 (4,000 円)

- ※ **入会手続き完了** は①入会 Forms 登録、②連絡アプリ登録、③オンライン決済登録を済ませること。
- ※ 新年度 4 月から活動するためには、前年度 3 月までに入会手続きを済ませること。
- ※ 前年度の登録会員は、退会手続きがない限り**自動更新**される。
- ※ 4 月以降の入会は、手続き完了の翌月から活動が可能となり、活動を開始した月に年会費と活動費が引き落とされる。
- ※ 1 月の決済においては、入会時期にかかわらず全会員を対象として、1 月・2 月・3 月の活動費がまとめて引き落とされる。

2. 退会手続きと活動費

	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
【例 1】 1 1 月に 退会手続き完了	退会手続き完了 活動可 11 月活動費決済・引落				
【例 2】 1 2 月に 退会手続き完了		退会手続き完了 活動可 12 月活動費決済・引落			
【例 3】 1 月以降に 退会手続き完了			退会手続き完了 活動可 1・2・3 月活動費決済・引落 (6,000 円) ※2・3 月分返金	退会手続き完了 活動可 ※3 月分返金	退会手続き完了 活動可

- ※ **退会手続き完了** は、退会 Forms 登録を済ませること（連絡アプリは最終活動月の末まで利用できる）。
- ※ 原則として「手続きを完了した月」の活動費までを支払い、活動に参加することができる。ただし、1 月に退会手続きが完了した場合、3 か月分の活動費が決済されるが、後日 2 月・3 月分の活動費 (4,000 円) を返金する。2 月に退会手続きが完了した場合、後日 3 月分の活動費 (2,000 円) を返金する。
- ※ 9 年生の会員については、年度末の退会手続きの有無にかかわらず、卒業年度の末日をもって自動的に退会となる。